



交総発第343号
令和6年10月22日

千葉県教育庁教育振興部
児童生徒安全課長様

千葉県警察本部
交通部交通総務課長
(公印省略)

自転車の安全利用促進に向けた取組の強化について
時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴職には平素より交通安全活動を始め、警察業務各般にわたり、深い御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本年9月末の交通事故の負傷者に占める自転車乗用中の割合を見ますと、小学校低学年は約3割程度のところ、学年が上がるにつれて割合が増加し、高校生においては約7割を占めるなど、特に高校生に対しては自転車に係る交通安全教育が重要な課題となっております。

そのような中、本年5月に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」(令和6年法律第34号)により、自転車乗用中における携帯電話の使用禁止やペダル付き原動機付自転車の車両区分の明確化などの規定が整備され、本年11月1日に施行されます。また、公布から2年以内には、16歳以上の自転車等の運転者の交通違反に対して反則通告制度(青切符による取締り)を適用する規定が施行されることから、高校生を始め児童・生徒に自転車等で安全に道路を通行するための知識と、遵法意識を身に付けてもらうことが必要です。

県警では、引き続き自転車の交通ルールの周知に取り組み、児童・生徒の自転車等による交通違反と交通事故の発生を未然に防ぎたいと考えております。

各学校におかれましては、登下校時の指導、学級活動等の機会における短時間の交通安全教室、保護者に対する広報など、継続的な御指導をお願いします。また、警察署と連携した街頭指導や交通安全教室の実施などの児童・生徒に対する自転車安全利用対策につきましては、引き続き特段の御配慮をお願い申し上げます。

【本件担当】

千葉県警察本部交通部交通総務課安全教育第二係
043-201-0110 (内線: 5054)

【千葉県警察ホームページ】

自転車の交通ルール



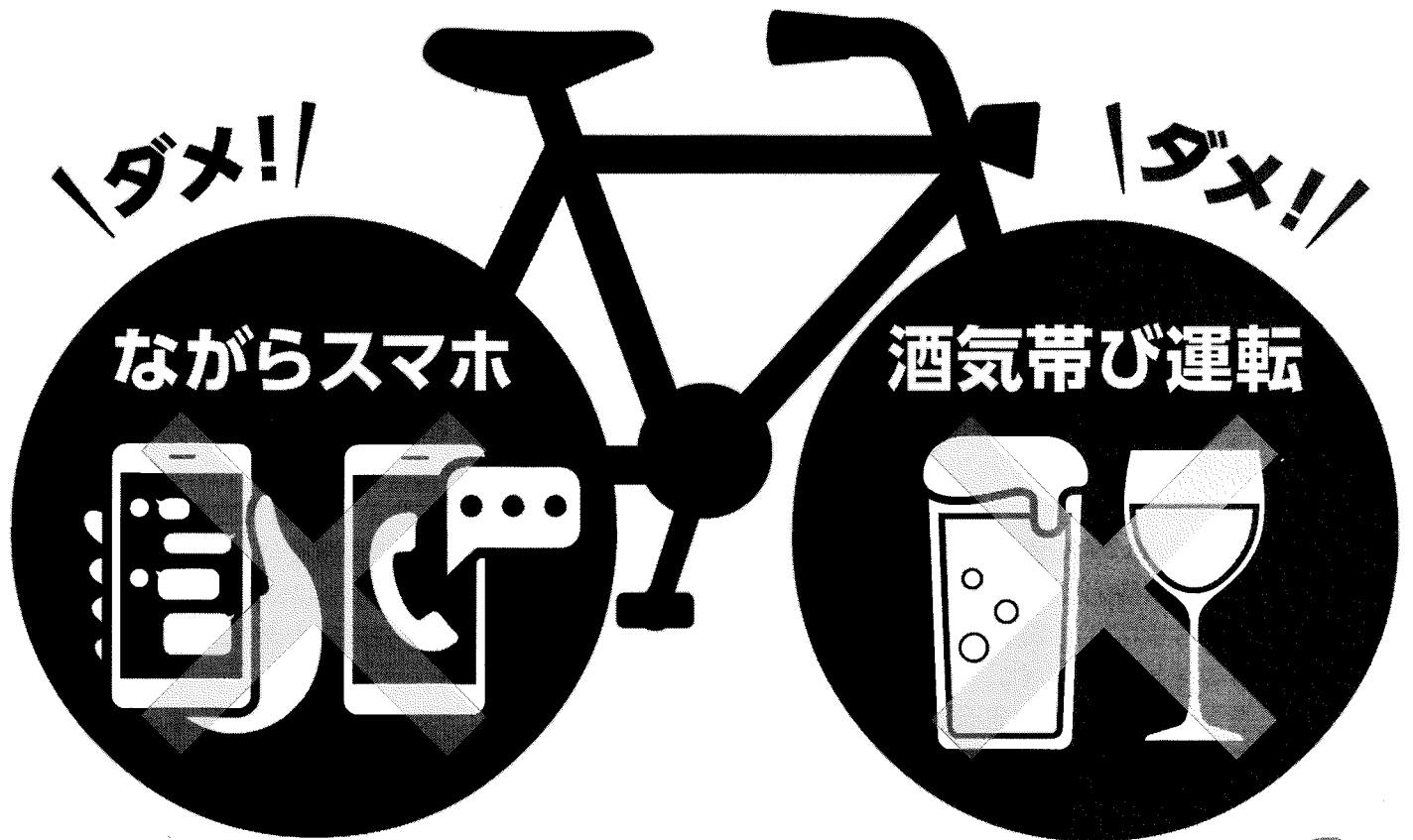
【政府広報オンライン】

罰則強化!自転車のながらスマホと酒気帯び運転(動画:2分55秒)

CM「自転車のながら・酒気帯び運転の罰則強化」篇(動画:31秒)



自転車スマホ・酒気帯び 罰則強化



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 → 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

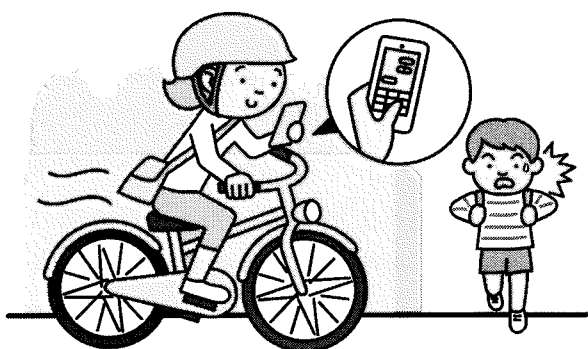


令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

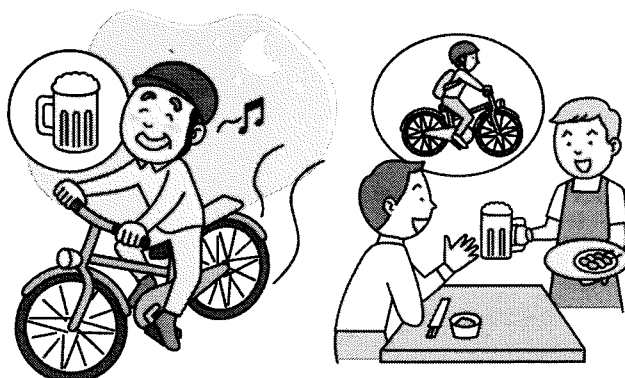
※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および帮助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。